

住吉川地域活動協議会 規約

第1条 (名称)

本会は、住吉川地域活動協議会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 (活動区域)

本会の活動の対象とする区域は、住吉川小学校校下(柴谷2丁目、中加賀屋3・4丁目、西加賀屋3・4丁目、東加賀屋3・4丁目、緑木2丁目)とする。

第3条 (事務所の所在地)

本会は、大阪市住之江区東加賀屋4丁目7番27号 住吉川文化会館 に置く。

第4条 (目的)

本会は、住吉川地域を誰もが輝く元気なまちにしてゆくために、地域のさまざまな団体が相互に連携・協力して活動を行い、より多くの人が自由に参加しながら、取り組んでゆくことを目的とする。

第5条 (構成)

本会は、前条の目的を達成するために、別表に定める地域のまちづくりの活動を行う団体をもって構成する。

第6条 (事業)

本会は、前4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 本会の予算、決算、広報等の活動に関すること
- (2) 地域のコミュニティづくりに関すること
- (3) 地域の防災、防犯、交通安全等に関すること
- (4) 地域福祉や健康づくりに関すること
- (5) 子どもの健全育成や非行防止に関すること
- (6) 生涯学習や郷土文化の継承に関すること
- (7) 環境美化に関すること
- (8) その他、本会の目的を達成のために必要な事項に関すること

なお、次の活動は行わないものとする。

- (1) 営利を目的とした活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、これに反対することを目的とする活動
- (4) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し又はこれらに反対することを目的とする活動

第7条 (役員)

本会には、次の役員を置く。

- | | |
|---------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副会長 | 3 名 |
| (3) 部会長 | 各 1 名 |
| (4) 会 計 | 1 名 |
| (5) 監 事 | 2 名 |

第8条 (役員を選任)

役員等は、運営委員会において選任する。選出方法は単記直接無記名投票とする。

- 2 監事は、他の役員を兼任することはできない。

第9条 (役員等の任期)

役員等の任期は2年とし、再任は妨げない。

- 2 補欠により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 (役員等の職務)

役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括する
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 部会長は、部会の活動を統括し、事業の調整にあたる
- (4) 会計は、本会の会計を担当する
- (5) 監事は、本会の会計及び役員の業務執行を監査する

第11条 (役員会の構成)

役員会は会長、副会長、会計で構成する。

第12条 (運営委員の組織)

運営委員は、別表に定める各種団体から各1名、及び第17条に定める部会長（以下「運営委員」という）を委員として組織する。

第13条 (運営委員会の議決事項)

運営委員会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 予算及び事業計画、決算及び実績報告に関する事項

- (2) 役員等の選任に関する事項
- (3) 住吉川地域の「まちづくりビジョン」の策定に係る事項
- (4) 規約に関する事項
- (5) 部会の設置に関する事項
- (6) その他、会務上必要な事項

第14条 (運営委員会の開催)

運営委員会は、会長が招集し、その議長にあたる。

- 2 運営委員の定例会は年2回以上開催し、重要事項を審議する。ただし、運営委員の1/3以上の要請、または、会長が必要と認めた場合には臨時会を開催する。
- 3 運営委員会は、総数の2/3以上の出席を必要とし、会議の議決は出席者の過半数によって決する。可否同数の場合は議長が決する。

第15条 (運営委員会への出席等)

止むを得ない理由のため、運営委員会に出席できない運営委員は、所属団体の中から代理人を出席させるか又は、委任状を提出する事が出来る。

- 2 この場合、定足数及び議決の規定の適用については、その運営委員は出席したものとみなす。

第16条 (運営委員会の議事録)

運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 運営委員の現在数及び出席者数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

議事録は議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印するものとする。

第17条 (会議録の作成及び公開)

活動区域の住民（以下「地域住民」という）その他利害関係人が運営委員会の議事録の閲覧を、理由を付した文書で役員会に請求した時は、これを閲覧させる。

第18条 (部会の設置)

運営委員会の議決により、専門的な事項について活動を行う部会を設置することができる。

第19条 （事業計画及び予算）

協議会の事業計画及び予算は、部会長からの報告をもとに会長がその案を作成し、運営委員会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も同様とする。

第20条 （事業報告及び決算）

本会の活動報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、運営委員会の承認を受けなければならない。

第21条 （監査結果の公開）

監事による監査結果については、地域住民、その他利害関係人から役員会に閲覧の請求があったときは、正当な理由があれば、これを閲覧させる。

第22条 （会計帳簿の整備及び公開）

本会は、会計帳簿の透明性を確保するために、会計に関する帳簿を整備する。
地域住民、その他利害関係人から理由を添えた文書で役員会に閲覧の請求があったときは、これを閲覧させる。

第23条 （活動年度）

本会の活動年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第24条 （加入と脱退）

本会の加入は規約を承認し、運営委員会に申し込み、団体審査を受けるものとする。
退会は、理由を明記した退会届けを運営委員会に提出しなければならない。
但し、過去2年間運営委員会、部会に一度も出席しない団体は自然退会したものとする。

第25条 （細則）

本会の運営について必要な細則は運営委員会の議決を経て会長が定める。

（付則）

この規約は、平成25年3月18日から施行する。

この規約は、平成30年3月15日から施行する。

この規約は、令和元年（2019年）8月8日から施行する。

構成団体等に関する名簿

住吉川地域活動協議会

	構成団体等の名称		構成団体等の名称
1	東加賀屋3丁目北町会	21	民生委員・児童委員協議会
2	東加賀屋3丁目南町会	22	身体障がい者団体協議会
3	東加賀屋4丁目町会	23	青少年指導員会
4	中加賀屋3丁目北町会	24	青少年福祉委員会
5	中加賀屋3丁目中町会	25	子ども会育成連合協議会
6	中加賀屋3丁目南町会	26	保護司会
7	中加賀屋4丁目町会	27	更生保護女性会
8	西加賀屋3丁目北町会	28	母と子の共励会
9	西加賀屋3丁目南東町会	29	老人クラブ連絡会
10	西加賀屋3丁目南西町会	30	防犯委員会(防犯協会住吉川支部)
11	中西加賀屋4丁目町会	31	生涯学習ルーム運営委員会
12	西加賀屋4丁目中町会	32	住吉川小学校体育施設開放事業委員会
13	西加賀屋4丁目西町会	33	真住中学校体育施設開放事業委員会
14	緑木2丁目町会	34	高齢者食事サービス委員会
15	若葉町会	35	小学校PTA
16	柴谷町会	36	校下はぐくみネット事業
17	西加賀屋プラザ町会	37	NPO法人ぷらっとほーむ住吉川
18	柴谷南東町会	38	文化会館運営委員会
19	地区社会福祉協議会	39	西部会館運営委員会
20	地域ネットワーク委員会	40	大和川右岸水防住吉川分団